平成 27 年(2015 年) 4 月 1 日 < No-2>

加强港出り

長野県松本家畜保健衛生所

〒390-0851 松本市島内西川原 6931

TEL:0263-47-3223 FAX:0263-47-0101

E-mail:matsukachiku@pref.nagano.lg.jp

中信家畜畜産物衛生指導協会

TEL: 0263-47-6789

平成27年度から馬伝染性貧血検査の 対象が「すべての馬」となります

馬伝染性貧血は、家畜伝染病予防法で法定伝染病に指定されている致死率が高い馬の伝染病です。 従来、本病の検査は、種雄馬及び大会に出場する馬などを対象に毎年実施してきましたが、平成27年度 からは、**肉用を除く「すべての馬」(愛玩・観光用を含みます)を対象に4年毎(種雄馬は毎年)**に実施すること になりました。

馬の飼養者におかれましては、本病の発生予防のため、検査に御理解・御協力をお願いします。

< 松本家畜保健衛生所管内における検査スケジュール>

年度	H27	H28	H29	H30	H31以降
検査対象	木曽町	安曇野市	松本市	木曽町、安曇野市、松	27~30年度の繰
地区				本市以外の市町村	り返し

※大会に出場する馬の飼養者の方へ

日本中央競馬会の入厩条件が平成27年1月1日から変更されました。

新	IΒ
入厩検疫を受験する馬は、 入厩日の5年前の日	入厩検疫を受験する馬は、 入厩日の前年1月1日
の属する年度開始の1月1日以降の 馬伝染性貧血	以降の 馬伝染性貧血検査証明書を本会に提出しな
検査証明書を本会に提出しなければならない。	ければならない。

この変更に伴い各競技会の入厩条件も変更になる場合がありますので、衛生対策要綱をご確認の上、 必要な場合は松本家畜保健衛生所へ検査の申し込みをお願いします。

平成27年度から肉用繁殖牛の ヨーネ病検査が「4年に一度」となります

牛のヨーネ病は頑固な下痢を主徴とする疾病で、家畜伝染病予防法で法定伝染病に指定されています。本県では、肉用繁殖牛に対し、平成17年度から2年に一度検査を実施してきましたが、この間県内での発生はなく、清浄性が保たれていると考えられます。

そこで平成27年度からは、**肉用繁殖牛については検査間隔を「4年に一度」**(種雄牛は毎年)と延長することになりました。

肉用繁殖牛の飼養者におかれましては、本病の発生予防のため、引き続き検査に御理解・御協力をお願いします。

<松本家畜保健衛生所管内における肉用繁殖牛の検査スケジュール>

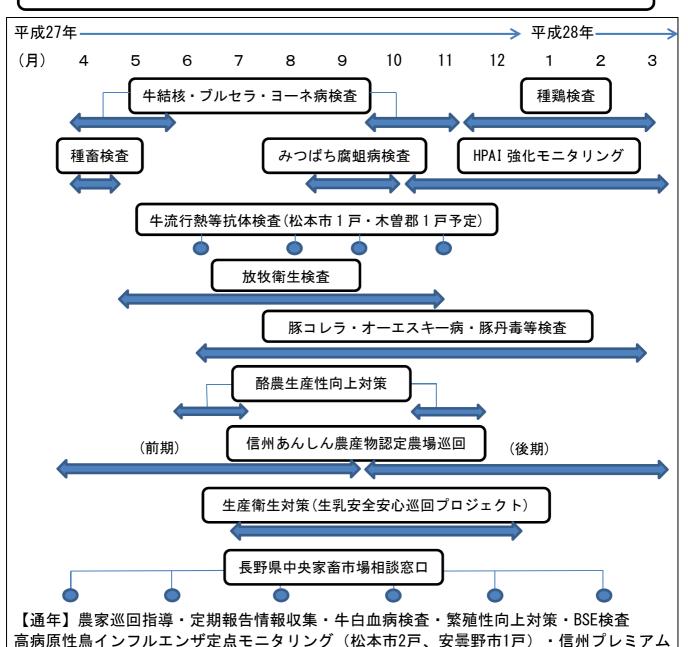
<位本多曲体健用工所官内に65万分内用系地十分快直スプラエールク					
年度	H27	H28	H29	H30	H31以降
検査対象	木曽町(福島、日	南木曽町、木曽町	木曽町(三岳)、	上松町、大桑村、松	27~30年度の
地区	義)、王滝村、松	(開田高原)、木	松本市(波田)、	本市(旧東部・奈	繰り返し
	本市(梓川)安曇	祖村、松本市(旧	山形村、朝日村、	川)、塩尻市、安曇	
	野市(明科、三郷、	西部、四賀)、	筑北村、松川村	野市(豊科)、麻績	
	堀金)	安曇野市(穂高)		村、大町市、小谷村	

なお、<u>乳用牛のヨーネ病検査は従来通り2年に一度(結核・ブルセラ病は4年に1度)</u>です。 今年度の検査日程は下記のとおり予定しています。

<平成27年度の検査日程>(*一部農家について例外があります。)

TIME TO THE TENTE OF THE TENTE						
検査月	地区	ヨーネ病	結核病	ブルセラ病		
4月	安曇野市三郷、松本市新村の一部	0				
	松本市波田	0	0	0		
5月	安曇野市堀金、松本市梓川、王滝村	0				
6月	安曇野市三郷(1件)	0				
10月	木曽町三岳	0	0	0		
	木曽町新開・福島・日義(肉用繁殖牛)	0				
11月	松川村、筑北村、朝日村、山形村	0	0	0		

平成 27 年度 家畜保健衛生所主要事業の年間スケジュール



牛肉振興・薬事巡回・牛肉等農産物の放射線検査他